

相模女子大学・相模女子大学短期大学部不正防止計画

2015(平成27)年3月11日制定
2021(令和3)年12月23日改正

相模女子大学大学・相模女子大学短期大学部(以下「本学」という。)は、令和3年2月1日に改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(文部科学大臣決定)を踏まえ、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部公的研究費の運営・管理規程」第14条に基づき、公的研究費の適正な運営・管理を行う上での不正防止計画を策定した。本学では、これまで公的研究費の不正は起こっていないため、文部科学省や科学技術振興機構から発表されている過去に発生した公的研究費の不正事例を参考に、不正は起こりえるとの考えのもと、本学で取り組むべき不正防止対策を策定している。

1. 機関内の責任体系の明確化

不正発生の要因	起こりえる不正等	防止対策
・公的研究費の運営・管理に係わる者の役割と責任がわかっていない。	・不正の見落とし等	本学の役割と責任を「相模女子大学・相模女子大学短期大学部公的研究費の運営・管理規程」と照らし合わせ、コンプライアンス教育研修会や教授会等で周知させ、学内外へ公表する。
・個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境や、牽制が効きづらい研究環境がある。	・預け金 ・物品の私物化等	研究者、各部局のコンプライアンス推進責任者、事務部署が相互にチェックしながら研究費執行を進める。
・監事に求められる役割が明確になっていない。	・不正の見落とし等	監事は、内部監査室及び不正防止推進部署と連携し、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況ならびに不正防止計画の内容及び実施状況について確認し、理事会において定期的に報告する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	起こりえる不正等	防止対策
・不正防止に係る啓発活動が継続的に行われていない。	・自覚のない不正の発生等	「コンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画」を策定し、実施できる体制を整える。
・例外処理の常態化など公的研究費のルールと実態が乖離している。	・不正の見落とし ・自覚のない不正の発生等	ルールの例外的な処置を認める必要がある場合は、手続きを明確化して行い、当該例の許可理由や手続きを記録し、先例集としてすべての構成員に周知させる。 「相模女子大学・相模女子大学短期大学部公的研究費の運営・管理規程」第7条
・研究者が、公的研究費のルールを理解していない。	・自覚のない不正の発生等	コンプライアンス研修会等で、研究者にルールや研究費の相談窓口の周知を図る。 「相模女子大学・相模女子大学短期大学部公的研究費の運営・管理規程」第9条
・取引業者に対する未払い問題が発生する。	・研究費の交付前使用	研究者が誓約書を提出した後に、研究費を執行するよう徹底する。 「相模女子大学・相模女子大学短期大学部公的研究費の運営・管理規程」第11条 また、2021年度から経費の段階的精算を取り入れ、支払い遅れや支払い漏れのないようにする。
・研究費により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対して、ルールの周知ができていない。	・不正の見落とし ・虚偽の報告、受給後に研究者への還元を求める等	本人が支給を受ける経費に関する基本的なルールと不正事例、相談窓口等の情報をまとめた資料を作成し、HPIに掲載する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定と実施

不正発生の要因	起こりえる不正等	防止対策
・不正の発生がないため、不正発生の要因を把握しきれない。	・不正の見落とし等	不正は常に発生する危険があるという自覚を持ち、統括管理責任者とともに、不正防止推進部署は不正防止計画を策定する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生の要因	起こりえる不正等	防止対策
・年度末など、予算執行が特定の時期に偏っている。	・預け金 ・物品の私物化等	予算執行の進捗状態を常に把握し、予算執行が当初計画に比較して著しく遅れていないかどうか留意する。特に予算執行が年度末に集中するような場合は、研究遂行状態に何らかの問題があることを留意し、必要に応じて予算執行の遅れの理由を研究者へ確認するとともに、必要であればその改善を研究者へ求める。 「相模女子大学・相模女子大学短期大学部公的研究費の運営・管理規程」第16条 さらに、2021年度からは経費の段階的精算を取り入れ、年度末の締切日までに3度の締切を設け、予算執行が特定の時期に偏らないようにする。
・取引記録の管理や業者の選定・情報の管理が不十分である。	・業者との癒着	本学と取引のあるすべての業者の取扱う物品の種類や取引のある研究者等を記録したリストを作成する。

不正発生の要因	起こりえる不正等	防止対策
・データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分である。	・役務の私物化 ・研究費の授受等	原則として、有形の成果物がある場合は当該成果物、有形の成果物がない場合は完了報告書・作業報告書にて検収を行う。データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成については、業者が提出する「画像写真などが掲載された作業報告書」をもとに検収を行う。機器の保守・点検については、契約書に基づく実施となるため大学発注による業者選定を行い、「作業報告書」の記載内容（作業日時・場所・担当者名・作業内容等）をもとに検収を行う。「相模女子大学・相模女子大学短期大学部公的研究費の運営・管理規程」第18条
・業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用がある。 ・業者に実態のない架空の請求書を作成させる。	・預け金等	・業者へ本学のルールを周知させ、誓約書を提出させ、注意喚起を促し、業者側からの不正を防止を喚起する。 「相模女子大学・相模女子大学短期大学部公的研究費の運営・管理規程」第17条 ・検収時は、検収担当部署が納品物品を受け取り、発注者に渡すことを徹底する。 「相模女子大学・相模女子大学短期大学部公的研究費の運営・管理規程」第18条
・非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理が研究者任せになる。	・預け金 ・架空の出勤簿を作成、その謝金を他の用途に使用する等。	・非常勤雇用者の雇用管理が研究者任せにならないよう、コンプライアンス推進責任者や事務部署も管理に関わる。 「相模女子大学・相模女子大学短期大学部公的研究費の運営・管理規程」第19条
・出張の事実確認等が行える手続が不十分である。	・カラ出張等	・出張者には、出張前に出張申請書、出張後に滞在証明と経路確認資料を提出させ、出張のルートとその時期・時間を確認する。
・研究者及び事務職員に、コンプライアンスに対するの反発があり、必要性を感じていない。 ・研究者に、事務職員に管理されることへの反発がある。 ・研究者及び事務職員に、税金によって公的研究費が賄われていることへの自覚がない。	・不正の見落とし ・自覚のない不正の発生等	・行動規範を策定し、コンプライアンス研修会などで周知し、理解させる。 「相模女子大学・相模女子大学短期大学部公的研究費の運営・管理規程」第10条
・研究と関係がない物品を購入する。	・預け金 ・物品の私物化等	・疑義が生じた物品の発注者に、その物品の購入目的や使用用途を確認する。
・領収書に「文献代」等と内訳の分からないように記載させ、これを立替払いとして請求し、実際には、研究と関係ない物品を購入する。	・預け金 ・物品の私物化等	・物品の名称など内訳が分かるような領収書のみを立替払いとして認める。
・業者に検収が行われない低額の消耗品を数多く購入したとする請求書を作成させる。	・預け金等	・数多くの消耗品を購入した領収書をチェックし、その物品を確認、または発注者にその用途を確認する。
・事務職員が研究者の許可なしに物品を発注する。	・物品の私物化等	・研究者も、発注伝票と研究費の執行状況を照合して、残高を確認する。

5. 情報発信・共有化の推進

不正発生の要因	起こりえる不正等	防止対策
・間接経費の使途が不明である。	・物品の私物化等	・間接経費の用途を明確に定め、周知する。

6. モニタリングの在り方

不正発生の要因	起こりえる不正等	防止対策
・決裁手続が複雑で責任の所在が不明確となりやすいため、研究者や関係事務職員がルールに則った処理をしなくなる。	・不正の見落とし等	・内部監査により決裁手続等をチェックする体制を整え、改善する。 「相模女子大学・相模女子大学短期大学部公的研究費の運営・管理規程」第23条
・競争的資金等が集中している研究者がいる。	・不正の見落とし ・研究費の研究目的以外の使用等	・発注伝票に予算の種類を必ず記載させ、チェックをし、その記載のない場合は発注をしない。モニタリングを実施し、購入物品等と伝票のすり合わせ等を着実に実施する。 「相模女子大学・相模女子大学短期大学部公的研究費の運営・管理規程」第23条
・同一の研究者、同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究者のみでしか取引実績のない業者や特定の研究者との取引を新規に開始した業者への発注の偏りがある。	・預け金等	・当該研究者や業者のヒアリングを行う。当該研究者をモニタリングの実施対象者とし、業者の帳簿と伝票、購入物品のすり合わせを実施する。 「相模女子大学・相模女子大学短期大学部公的研究費の運営・管理規程」第23条
・検収業務やモニタリング等が形骸化する。	・預け金 ・物品の私物化等	・検収やモニタリングを、それぞれのルールをチェックしつつ行う。